

議案第90号

さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市公衆浴場法施行条例（平成24年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第4条—第7条関係）	別表第1（第4条—第7条関係）
1～30 [略]	1～30 [略]
31 <u>7歳以上の男女を混浴させないこと。</u>	31 <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u>
32・33 [略]	32・33 [略]

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。